

2025年6月・米国AI著作権訴訟判決（Kadrey v. Meta / Bartz v. Anthropic）分析

1. 各事件の判決概要

Kadrey v. Meta Platforms事件の概要

訴訟の内容: 作家リチャード・カドリーら13名の著者が、Meta社が自社の大規模言語モデル「Llama」の学習データとして著者らの書籍（小説）を無断でインターネット上の海賊版サイト（「シャドウライブラリ」等）から入手・使用したことが著作権侵害に当たるとして提訴しました ¹ ²。

判決の結論: 2025年6月25日、カリフォルニア州北部地区連邦地裁（Chhabria 〈チャブリア〉判事）は、本件ではMeta社の行為がフェアユース（公正利用）に該当すると認定し、Meta側の勝訴となる略式判決を下しました ³。判事は、**モデル訓練目的での書籍の複製は高度に「変容的」であるとしつつも、フェアユース成立の最重要要素は市場への影響（第4要素）であると強調しました** ⁴ ⁵。本件では**著作権者側が市場被害の具体的証拠を示せなかったため、現時点ではフェアユースを認めざるを得ないと判断されています** ⁶ ⁷。判決によれば、Metaのモデルは原告の書籍の断片すら「意味のある量」を出力できず、また著作物をAI学習用に提供する市場（ライセンス市場）も現時点で確立されていないため、原告側に実質的な市場の損失が認められなかったとされています ⁸ ⁹。

重要な注記: 判事は判決文において「本件の判断はあくまで事実関係に即した限定的なもの」であり、「Metaによる著作物の無断使用が常に合法であることを示すものではない」と強調しています ³。実際、判事は冒頭で「**著作権者の許可や報酬なしに著作物をAI訓練に使う行為は、大多数の場合違法である**」との立場を明確に示しており、その理由として「いくら変容的でも、人間の創作インセンティブを損なうような市場被害を与える場合にはフェアユースは通常適用されない」ことを挙げました ¹⁰。本件では原告の主張立証に不備があったためMeta側が勝訴したものの、**判決はMeta側の行為一般を合法とお墨付きを与えるものではなく、原告らが「適切な主張と証拠の構築に失敗した結果」に過ぎないとされています** ¹¹。判事はまた、Meta社が訓練データを入手した経緯（海賊版サイトからのダウンロード）は**フェアユースの成否を直ちに否定するものではない**と述べていますが、入手方法は他の状況次第で考慮され得る点も示唆しました ¹²。

Bartz v. Anthropic事件の概要

訴訟の内容: 新興AI企業Anthropic社（チャットボット「Claude」の開発元）が、**700万冊超の書籍を無断利用して自社LLMを訓練したとして、3名の著者（アンソロピック社が学習に使用した作品の著作者）が2023年に提訴しました** ¹³ ¹⁴。Anthropic社は訓練データとして、違法サイトから入手した電子書籍（海賊版）約700万冊に加え、市販の書籍数百万冊を購入・裁断してスキャンし、社内に「書籍の中央ライブラリ」を構築したとされています ¹⁵ ¹⁶。このライブラリから抜粋したデータセットを用いて、段階的にClaudeモデルの学習が行われました。訴訟では、(1) 書籍をAI訓練に利用するために複製・蓄積した行為、および (2) それによって得たデータでモデルを学習させた行為がフェアユースか否かが争点となりました ¹⁷。

判決の結論: 2025年6月23日、同地裁のAlsup（アルサップ）判事は、**Anthropic社による書籍の無断利用について一部フェアユースを認める判決を下しました** ¹⁸。具体的には、「**AIモデルへの訓練目的**」で書籍を利用する行為自体はフェアユースに該当すると判断されました（購入書籍のスキャンによるデジタル化、および海賊版書籍を用いたモデル訓練のいずれも、一応は変容的利用として許容） ¹⁸。判事は、AIによるテキスト生成は人間が本を読んで内容を内面化し創作に活かすのに似ており、**訓練過程そのものは原著作物の本来**

の用途と異質で「極めて変容的」だと評価しました¹⁹。また、合法に購入した書籍を研究目的で電子化して内部利用すること自体もフェアユースであるとし、物理書籍をデジタルコピーに変換する行為は単に形式を変えただけで外部提供もされていないため問題ないと述べています²⁰²¹。

しかし一方で、判事はAnthropic社による大規模な「海賊版データベース」の恒久的構築・保持については強く問題視しました。700万冊以上の海賊版書籍を丸ごと社内ライブラリにダウンロード・保存した行為はフェアユースには当たらず著作権侵害であると明確に判断されました²²²³。判事は「著作物を海賊版で入手して研究ライブラリを構築・恒久的に保持すること自体は、それが後にAI訓練に使われたか否かにかかわらず変容的利用ではなく違法である」と述べ、正規に入手可能な書籍を意図的に無断コピーして社内に蓄積する行為は「本質的に救済不可能な侵害」であると断じています²⁴²⁵。Anthropic社は書籍データを社内に恒久保存し、将来の様々な用途に備えていた点が重視されており、判事はこのような汎用目的の海賊版蓄積は到底許容できないとしました¹⁷²⁶。

その後の手続: 本判決により、Anthropic社による購入書籍のデジタル化およびモデル訓練行為については訴えが棄却されましたが、海賊版書籍の大量保存行為に関する部分は裁判で争われることになりました²²²³。判事はこの点の事実関係について争点が残るとして原告側の請求を生き残らせており、**2025年12月に損害賠償額を決定する審理（陪審裁判）が行われる予定**です²⁷²⁸。著作権者側（原告側）は、裁判所が「海賊版の利用」という違法行為自体を認定したことを評価しつつも、たとえ研究目的でも無断で作品をAI学習に使うことを許容すべきではないとして判決の一部に不服を表明しており、今後控訴審で争われる可能性もあります²⁹³⁰。なお、本件は**生成AIの学習目的でのフェアユース適用を正面から認めた初めての司法判断**となったため（前述Meta事件と合わせて）国内外で大きな注目を集めました³¹。

2. フェアユース法理の適用と裁判所の判断理由（「市場の希釈化」理論）

各判決におけるフェアユースの判断: 両事件とも、争点はAIモデルの訓練データとして無断複製された著作物の利用が米著作権法第107条のフェアユース（公正利用）に該当するかどうかでした³²³³。裁判所はいずれも**フェアユースの4要素テスト**（①利用の目的と性質、②著作物の性質、③利用された部分の量と重要性、④利用による市場への影響）を適用しています³⁴。両判決とも**第1要素（目的と性質）**についてはAIによる学習利用の「変容性」を重視し、**AIモデルへの訓練行為は高度に変容的であると判断**しました³⁵³⁶。Alsup判事（Anthropic事件）は「AIによる書籍の学習は、人が本を読んで知識や作風を身につけ創作に活かす行為に似ており、我々の人生で目にする中でも極めて変容的な利用形態だ」と評し³⁷、Chhabria判事（Meta事件）も「Metaによる書籍利用が非常に変容的（highly transformative）であることに異論の余地はない」と述べています³⁸。第3要素（量と質）についても、モデルに学習させるために**全文コピーする必要性**は技術上認められる一方、**モデルが原著物の実質的な再現をアウトプットしていないことから、許容範囲内の利用量だ**と判断されました³⁹⁴⁰。一方、第2要素（著作物の性質）は両判決とも原告側に有利（小説など創作性の高い作品なのでコピーに対する保護は強い）とされていますが、この要素は全体としてあまり重視されませんでした⁴¹。

第4要素：市場影響の判断の相違: 最大の焦点は**第4要素（市場への影響）**の捉え方であり、二人の判事のアプローチには対照的な部分が見られました。Alsup判事は、市場影響について**直接的な代替（substitution）が生じているかに注目**し、Anthropic社のケースでは「Claudeが原告の小説本文をそのまま出力して読者に提供するわけではない以上、**直接的な市場代替は起きていない**」と判断しました¹⁴²。原告らは「AIが大量の類似作品を生成することで我々の市場が“爆発的に”侵食される」と主張しましたが、判事はこれを「**子どもに文章の書き方を教えれば競合作品が増えると嘆くようなものだ**」と退け、「著作権法は著作者を競争から守るものではない」とまで述べています⁴³。つまりAlsup判事の見解では、**AIが新たに生み出す作品それ自体が原著物と競合し代替する場合**でなければ市場への影響は限定的であり、直接的な代替が立証されない限り第4要素は被告（AI企業）側に有利に働くという立場でした⁴⁴¹。結果としてAnthropic事件では、モ

デル訓練による原作市場への具体的な悪影響は認められないとして第4要素も被告有利と判示されました⁴⁴。¹。

これに対しChhabria判事は、**第4要素こそが「間違いなくフェアユース判断で最も重要な要素」**であり場合によっては**事実上決定打となり得る**との姿勢を示しました⁴⁵⁴⁶。判事は原告側が主張し得る市場被害の理論を三つに分類し⁴⁶、すなわち「①AIが著作物をそのまま再現してしまう場合、②著作物をAI学習用に**ライセンス供与する市場**が侵害される場合、③AIによって類似作品が大量生産され**市場が希薄化**（dilution）する場合」に分けて検討しました¹⁴⁷。その上で、①の「**出力上の再現**」については、Meta社のモデルが原告小説を**断片的にしか再現できない**ことから「実質的な複製は生じていない」として影響を否定し⁴⁸、②の「**ライセンス市場の侵害**」についても「そもそも『訓練用データのライセンス市場』自体が仮定の産物であり、フェアユースか否かの判断で『許諾料を払うべき市場がある』と主張するのは循環論法だ」として退けました⁴⁹⁵⁰。そして焦点となった③の「**市場の希釈化**」について、Chhabria判事はこの理論を**十分検討に値するものと位置付けました**²。判事はMeta社側の「AIの生成物自体が著作権侵害でない限り市場影響として考慮すべきでない」という反論を退け、たとえ**生成物それ自体は非侵害でも原作と似通った作品群を大量生成できるなら市場への悪影響を及ぼし得る**と指摘しました²。そして**市場影響の有無は、“AIを公domainのデータだけで訓練した場合”と“著作物も用いた場合”とを比較して判断すべきであり、現実**にAIが存在しない仮想世界と比較するべきではない、といった示唆も行っています²。

「市場の希釈化」理論とは： 以上のようにMeta事件判決で注目されたのが、「**市場の希釈化**（market dilution）」と呼ばれる市場被害の理論です。これは、**AIが学習に用いた著作物と同種・同ジャンルの作品を際限なく大量生成できるようになると、市場に類似コンテンツが氾濫して元の著作物の需要が薄まり、結果的に著作者の収益機会を奪う**という考え方です⁵¹⁵²。Chhabria判事は判決の中でこの新たな理論に言及し、「AIが元作品と競合する**無数の新作品**を迅速に生成し得る点が、市場への深刻なリスクをもたらす」と指摘しました⁵¹⁵²。具体的には「例えばAIモデルが恋愛小説を学習し、その後AI生成の恋愛小説が何千冊も市場に出回れば、学習に使われた人間の恋愛小説の売上は減少するだろう」と述べ、**AIによる同ジャンル作品の氾濫が原作者の市場を奪い創作インセンティブを害する**恐れに言及しています⁵³⁵⁴。判事自身、「このような**市場希釈化**のケースでは**フェアユースは成立せず**、しかもそうなるケースが今後**大多数**だろう」とまで述べており、これは従来のフェアユース理論にはない踏み込んだ見解です⁵⁵。実際、米国最高裁は従来、フェアユース第4要素で考慮すべき「市場への悪影響」は「**市場代替（substitution）**」に限定されるとの立場でしたが⁵⁶、Chhabria判事の示した「市場の希釈化」理論は**間接的・長期的・潜在的な市場価値の減退**まで含めて著作権侵害の要素に数え得るという、新たな解釈を提示するものです⁵⁷⁵⁸。これは**変容的な利用であっても市場への負の影響が大きければフェアユースにならない可能性を示唆するものであり、テック業界には衝撃をもって受け止められました**³⁰。もっとも、判事自身も「どの程度の市場希釈化があればフェアユースが否定されるのか、その線引きは現時点では明確でない」と述べており⁵⁵、この理論が実際の裁判でどのように適用されるかは今後の事案に委ねられています。

各判決の判断理由のまとめ： Anthropic事件判決は「**高度に変容的な利用で直接的な代替がない限りフェアユースを認める**」方向性を示し、AI学習の有用性を強調したものとと言えます。一方、Meta事件判決は「**変容性だけでは不十分で、市場への影響を最重視すべき**」との立場から「**市場希釈化**」も含めた広い視野で**市場害を検討する枠組みを提示しました**⁵⁹。結果として両事件とも被告AI企業側が当面勝訴したものの、**Meta事件では判事が市場影響論において原告側に有利な新概念を示唆した点**が特筆されます⁵⁹。判事の言葉を借りれば、「**変容的な生成物であっても原作品の価値を希薄化させる場合にはフェアユースは成立しない**」のであり、今後の案件では原告はこの理論を立証することで形勢を逆転し得ることになります¹¹⁶⁰。実際、本件でも原告が市場希釈化の主張・証拠を十分展開していれば結果は違った可能性が示唆されており¹¹⁶¹、AI企業側にとって決して楽観できる内容ではないと言えます。

3. 判決が示すAI企業の著作権上の責任とデータ調達への再考要請

今回の2つの判決は、**生成AI開発企業のデータ利用に関する法的リスクと責任**について重要な示唆を与えています。まず、**違法に入手したデータの利用に対する裁判所の姿勢が明確になりました**。Alsup判事は

Anthropic事件で、正規の手段で入手可能な著作物を海賊版で大量取得して利用することは「本質的に許されない」と断じ、データ調達手段の違法性それ自体が著作権侵害責任を生むことを確認しました²⁴²⁵。このため、AI企業は学習データを調達する際に権利処理と入手元の適法性に細心の注意を払う必要があります。判決後、多くの法律専門家は「AI開発者は訓練に用いるコンテンツを合法的に取得するよう確実にすべきである。海賊版利用は他の要素が有利でもフェアユースを否定されかねない」と指摘しています⁶²。事実、Anthropic事件では海賊版データの保持それ自体が切り離された侵害行為と見做され、今後の賠償責任も問われることになりました。この教訓は、他のAI企業にも「違法コピーに頼った近道は結果的に高くつく」ことを示しています。

また、Chhabria判事はMeta事件判決の中で、AI企業のデータ利用には著作権上の責任が伴うことを強く示唆しました。判事は「仮にAI開発に著作物の利用が本当に不可欠なのであれば、企業は必ず著作権者に対価を支払う方法を見出すはずで、それによって開発が阻害されることはない」と述べており⁶³⁶⁴、必要であればデータ利用のためにライセンス契約等で正当な対価を支払うべきだとの考えを示しています。これは、AI企業にデータ調達方法の再考を迫るメッセージと受け取ることができます。判決自体は当該原告に限った判断とはいえ、将来の原告が市場希釈化など適切な理論と証拠を備えて訴えればAI企業側が敗訴し得ることを明言しており¹¹、企業としては今のうちからリスク低減策を講じる必要があります。具体的には、①訓練データを合法的に取得・使用する（違法アップロードサイト等に依存しない）、②モデルの設計上、著作物の無断流用・再現を抑止する（大きな断片の出力禁止等フィルタリング）、③必要に応じて権利者との契約や業界横断のライセンス枠組みを検討する、といった対応が求められるでしょう。

さらに、判決は「データ利用に関する透明性」と「権利者への配慮」の重要性も浮き彫りにしました。Anthropic事件では物理書籍を購入して裁断・電子化するという比較的オーソドックスな方法も取られていましたが、それでもなお著者らとの摩擦を生んでいます。今後AI企業は、利用データの出所や範囲についてより透明性を高め、必要に応じ権利者と協議する姿勢が信頼構築に不可欠となるでしょう。米国著作権局も2023-2025年にかけての一連の報告書の中で、AI訓練データ利用の実務にライセンス契約等の整備が必要であり、もし自発的な解決が広がらない場合には法制度（例えば拡大集中ライセンス=ECL）の導入も検討すべきだと提言しています⁶⁵⁶⁶。今回の判決は、まさにデータ調達と権利処理の在り方について業界に再考を促す契機となったといえます。

要するに、AI企業は「フェアユースだから何でも自由に使える」と誤解すべきではなく⁶⁷、ケースごとの事実関係次第では巨額の賠償責任を負い得ることが示されました。フェアユースの抗弁が認められたとはいえ判決は極めて事実依存的で限定的であり⁶⁸、他の状況で同じ結果になる保証はありません。判決はAI企業に対し、自社のデータ利用を改めて点検し法的リスクを軽減するよう強く促す内容となっています。

4. 判決が生成AIの学習用途に与える産業的・実務的影響

今回の判決は、生成AI分野の産業界にとって一長一短の影響を及ぼすと考えられます。一方では、著作物の無断利用によるモデル訓練が一定の場合にフェアユースとして合法たり得ることが示されたため、AI企業にとっては安堵すべき勝訴判決とも受け止められました⁶⁸⁶⁹。特にAnthropic事件・Meta事件の両方で「（適法に取得した）書籍をAIに学習させる行為自体は変容的利用であり許される」との判断が示されたことは、生成AIの開発企業にとって追い風となり得ます。実務上、企業はこれら判決を引用しつつ「我々のデータ使用は判例上フェアユースだ」と主張しやすくなるでしょう。また、本件判決は世界で初めて生成AI学習にフェアユースを適用した画期的判断であり³¹、他の係争中のAI訴訟（多数の集団訴訟が米国各地で提起されています⁷⁰）にも影響を与えることは避けられません。今後、少なくとも米国の下級審レベルでは、本件に沿った「学習目的なら変容的利用」との判断が参照される可能性が高まったと言えます。

しかし他方で、今回の判決は決してAI企業に白紙委任状を与えるものではなく、むしろ今後のリスクと業務改善点を浮き彫りにしたとも言えます⁶⁷。Chhabria判事自身が述べたように、「この判決は原告らの主張立証が不十分だったことを示すに過ぎない」ため、別の原告が市場被害の証拠を揃えて挑めばAI企業側が敗訴する可能性を示唆しています¹¹。つまり、企業側には将来のリスクが依然残存しており、安心していられ

る状況ではありません。今回辛くも勝訴したMeta社でさえ、判決後に「著作者への配慮やデータ利用の透明性を引き続き重視する」とコメントしており（報道）、今後の係争や規制に備えてロビー活動や業界標準作りを進めるものと見られます。特に**大手企業は出版社・著作権者団体との和解・包括契約**を模索する動きが強まる可能性があります。実際、OpenAIやMetaなどは一部出版社とライセンス契約交渉を開始したと報じられており、**今後は「訓練データ市場」の整備が産業界の課題**となるでしょう。

さらに、**訴訟リスクと世論の注目**により、AI業界全体で「よりクリーンなデータ」でモデルを訓練する**インセンティブ**が働くと考えられます。判決を踏まえ、多くのAI開発者は**オープンデータやパブリックドメインの資料、あるいは許諾を得たデータの活用を増やし、出力内容のフィルタリングを強化**するなどコンプライアンス対策を講じるでしょう。特にAnthropic事件では**海賊版利用部分だけ訴訟が継続し**、7百万冊という膨大な無断コピーに対し巨額の賠償が科される可能性があります²⁷²⁸。この事実は他の企業への強い抑止メッセージとなり、「**不確実なフェアユース頼みより、最初から許諾を得てデータを使おう**」という慎重路線へのシフトを促すでしょう。法務面でも、AIサービス提供企業と顧客との契約では**著作権リスクの分担が重要**テーマとなり、サービス利用規約に「**訓練データは適法取得したもの**」と明記したり、**万一の訴訟に備えた補償（インデムニティ）条項を整備**する動きが広がると予想されます⁷¹⁷²。

一方で、この判決は**クリエイティブ業界にも実務的インパクト**を与えます。著作者側は今回一部敗訴したものの、判決により**AI企業を追及するための論点（市場希釈化）**が示されたことで、次なる訴訟戦略の指針を得ました⁶⁰⁵³。今後は「**AI生成物が市場に与える長期的影響**」を立証するための調査研究が活発化し、場合によっては経済学的な専門家証言を伴う複雑な争点となるでしょう。また著作者側は司法救済だけでなく、**立法や政策によるAI規制強化**も求めていくと考えられます。現在米国議会でもAIの訓練データ問題に関する公聴会が開かれ始めており、著作者団体はフェアユースの範囲を明確化する立法や**権利者への利益還元策**を訴えていく可能性があります。産業界としては、そうした動きを受け止めつつ**自主的なガイドライン策定や権利者へのインセンティブ付与**（例えば作品提供者に報酬を支払うプログラム等）を検討する必要に迫られるでしょう。

総じて、本判決は**生成AI産業に「慎重な前進」を促すもの**と評価できます。**短期的には**AI開発各社は「とりあえず違法ではない」と開発を続行できますが、**中長期的には**著作権リスクと社会的信頼確保のため、より一層の工夫と対策が求められることになりました⁶⁷。AIの学習用途における**法的不確実性は依然残存**しており、今回のような下級審判決に業界が過度に依存するのは危険です⁶²⁷³。各企業は引き続き訴訟の行方や法改正の動向を注視しつつ、安全側のアプローチを取る必要があるでしょう。

5. 日本著作権法第30条の4との比較および各国の法制度比較

今回の米国判決は、日本や他国におけるAI・著作権制度とも対比して考察することができます。**日本法では**、2018年の法改正で導入された著作権法第30条の4が**AIの学習目的の利用に対する包括的な許容規定**となっています。第30条の4は、「**著作物中の思想又は感情の表現を享受することを目的としない利用**」であれば著作物を必要な範囲で自由に利用できると定めており、具体例として「**情報解析（多数の著作物等から要素データを抽出・比較・分析すること）**」が明記されています⁷⁴⁷⁵。この規定により、日本では**AIの機械学習におけるテキスト・データマイニング（TDM）は、人間が作品そのものを鑑賞する目的でない限り原則自由に行える**建付けになっています⁷⁶⁷⁷。ただし但書きで「**著作物の種類・用途、利用状況に照らして権利者の利益を不当に害する場合は適用除外**」とも規定されており⁷⁸⁷⁹、濫用的な場合には制限されます。それでも日本のこの例外規定は海外に比べ極めて広範で柔軟なもので、「**世界でも有数の緩やかな著作権法制**」との評価もあります⁷⁶。実際、**営利・非営利を問わず**AI開発目的での大規模データ取得・解析が許容される点で、今回米国で争点となったようなケースでも**日本では最初から合法的に処理できる可能性**が高いのです。もっとも、日本法でも第30条の4但書きの「**不当な権利者害**」の解釈次第では、AIが著作物の特徴を濃く反映した生成物を生み出す場合などに問題が生じ得るとの指摘もあります⁸⁰⁸¹。例えば**特定の作家の文体を模倣するような追加学習（LoRAによるファインチューニング等）で、生成物から元作品の本質が感じ取れる**ほどの場合には「**享受が目的**」と見做され例外の適用外となる可能性があるため、注意が必要です⁸⁰。

次に他国の制度との比較です。米国以外では、近年テキスト・データマイニング例外を設ける動きが広がっています。特にEU（欧州連合）では2019年のデジタル単一市場著作権指令において、TDMに関する2つの包括的例外規定が導入されました⁸²。一つは研究機関や文化遺産機関向けで、学術研究目的でのデータマイニングを自由化するもの（指令第3条）です。もう一つはそれ以外の一般的な目的・主体向けで、営利企業による利用も含めあらゆるTDMを許容するものですが、こちらには「権利者によるオプトアウト」という重要な但し書きがあります（指令第4条）⁸²。具体的には、権利者が自らの著作物についてTDMを許可しない旨を機械判読可能な方式などで明示的に表明した場合（例えばウェブサイトのメタタグや利用規約で予約表示する場合）には、例外の適用が排除され、従来通り許諾が必要となります⁸²。逆に言えば、権利者がオプトアウトしない限り、ウェブ上で入手可能なコンテンツは商用目的でも自由にTDM利用できるようになります^{83 84}。このEUの制度は、研究・非営利には全面的自由を与えつつ、商用利用については権利者の選択権を残すバランスを取ったものと言えます。ただ実務上、各権利者がオプトアウトの意思表示をどこまで徹底できるか不透明との指摘もあり、EU各国での国内法実装や2024年施行予定のEU AI法との連携も含め、運用は今後固まっていく段階です。

英国（UK）は、現行法ではテキスト・データマイニングの例外が非商業的目的に限定されています。2014年改正の英国著作権法29A条が、「非営利の研究目的」で合法入手した作品をTDMする場合にのみ許容する規定を置いており、商用目的でのAI訓練利用には依然として権利者の許諾が必要です^{85 86}。もっとも英国政府も近年この状況を見直そうとしており、2024年末にはEUと同様のオプトアウト付き包括的TDM例外の導入を提案する公開協議が行われました^{87 88}。提案によれば、全てのコンテンツを対象に（商用含む）オプトアウト制TDMを可能にする代わりに、権利者側の利益保護策としてAI開発者による透明性義務（使用データの開示など）も併せて導入する構想が示されています^{89 90}。しかしこの分野では権利者団体の反発も強く、英国では2022年にも一度「商用目的TDM全面許可」を検討したものの撤回された経緯があります⁹¹。したがって、英国におけるAI学習利用の規制は現在も過渡期にあり、当面は商用AI企業は各権利者との個別ライセンス契約を結ぶ運用が中心となるでしょう。

その他の国々でも、フェアユース規定を有する国（例えばシンガポール、イスラエル、韓国など）では柔軟な解釈でAI学習利用が許容される可能性がありますし、フェアユースが無い国でも個別のTDM例外を整備する動きがみられます。例えばシンガポールは近年著作権法を改正して「コンピュータ解析目的の複製」を認める規定を導入しましたし、カナダでもAIやTDMに関する法改正の議論が進んでいます（現行では明示的规定なしでフェアディーリングの解釈に委ねられる部分がある）。中国はフェアユースや包括的例外がないものの、2020年頃から裁判例で機械学習のためのテキスト取得行為が合法と認められた例もあり（Tencent v. Zhihu事件など）、実務上は一定の黙認が図られているようです。総じて、日本の第30条の4は各国と比べても極めて寛容で明文化された規定であり、AI産業振興の観点から整備された先進的な法制度と言えます⁷⁶。米国は柔軟なフェアユースで対応してきましたが、今回の判決が示すように事後的な司法判断に委ねられる不確実性があります。その点日本は事前に包括的許諾枠を設けているため、AI企業にとっては明確で利用しやすい環境と言えるでしょう。一方で、日本の第30条の4も万能ではなく、今後もしAI生成物が権利者に経済的打撃を与える事例が増えれば法政策の見直し議論が出る可能性もあります。各国それぞれの事情で制度設計が行われていますが、AI時代に即した著作権法制の国際的調和が将来的な課題となっていくことは間違いありません。

1 2 25 32 33 34 36 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 62 70 71 72 73 A Tale of Three Cases: How Fair Use Is Playing Out in AI Copyright Lawsuits | Insights | Ropes & Gray LLP
<https://www.ropesgray.com/en/insights/alerts/2025/07/a-tale-of-three-cases-how-fair-use-is-playing-out-in-ai-copyright-lawsuits>

3 67 68 69 Anthropic and Meta Decisions on Fair Use | 06 | 2025 | Publications | Insights & Publications | Debevoise & Plimpton LLP
<https://www.debevoise.com/insights/publications/2025/06/anthropic-and-meta-decisions-on-fair-use>

4 5 6 8 9 12 19 20 21 24 35 Federal Courts Find Fair Use in AI Training: Key Takeaways from Kadrey v. Meta and Bartz v. Anthropic – Jackson Walker
<https://www.jw.com/news/insights-kadrey-meta-bartz-anthropic-ai-copyright/>

7 10 11 17 26 28 53 54 55 59 60 61 63 64 65 66 動きはじめた米国AI著作権判決と、控えめにいって大騒動な米国AI著作権法論議の記録帳 福井健策 | コラム | 骨董通り法律事務所 For the Arts
<https://www.kottolaw.com/column/250707.html>

13 14 22 27 31 米A I アンソロピック、書籍無断利用は合法 地裁「フェアユース」 | ロイター
<https://jp.reuters.com/economy/industry/WGLZATQBK5OZTFFQ63RM4X4CIU-2025-06-25/>

15 16 18 23 Mixed Decision in Anthropic AI Case: Authors Guild Responds to Summary Judgment in Bartz v. Anthropic - The Authors Guild
<https://authorsguild.org/news/mixed-decision-in-anthropic-ai-case/>

29 30 51 52 56 57 58 Meta Wins on Fair Use for Now, but Court Leaves Door Open for “Market Dilution” – Authors Alliance
<https://www.authorsalliance.org/2025/06/26/meta-wins-on-fair-use-for-now-but-court-leaves-door-open-for-market-dilution/>

37 Bartz v. Anthropic: First Court Decision on Fair Use Defense in LLM Training - Wiggin and Dana LLP — Attorneys At Law
<https://www.wiggin.com/publication/bartz-v-anthropic-first-court-decision-on-fair-use-defense-in-llm-training/>

74 75 76 77 78 79 80 81 Legal Issues in Generative AI under Japanese Law - Copyright - Lexology
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=68d490a1-3021-4040-afdd-90ae8fa69337>

82 Text and data mining in EU | Entertainment and Media Guide to AI | Perspectives | Reed Smith LLP
<https://www.reedsmith.com/en/perspectives/ai-in-entertainment-and-media/2024/02/text-and-data-mining-in-eu>

83 84 85 86 87 88 89 90 91 Training AI models: UK Government proposes EU style "opt out" copyright exception | DLA Piper
<https://www.dlapiper.com/en-us/insights/blogs/mse-today/2025/training-ai-models-uk-government-proposes-eu-style-opt-out-copyright-exception>